平成２８年（フ）第１８２１号
東京都台東区三ノ輪１丁目９番７号
破産者　Ｔｅａ　Ｃｕｂｅ株式会社
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８２２号
東京都大田区大森北３丁目19―１―106
破産者　玉元　康弘
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９１７号
東京都葛飾区奥戸８丁目７―７　コーポ小川Ｉ　301
破産者　山崎　義和
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５２２号
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘
破産者　三浦　良博
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７９７号
東京都足立区六木３丁目21―１　ロイヤルヒル　Ｅａｓｔ102
破産者　森山　　亮
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４９８号
東京都大田区大森南２丁目24―２―101
破産者　古賀　秀樹
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５１１号
東京都練馬区桜台２丁目54―９―101
破産者　谷沢　剛史
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６７４号
東京都世田谷区玉堤１丁目22―６―201
破産者　石綱　悦子
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６８１号
埼玉県草加市谷塚上町470―16
破産者　高橋　一樹
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６８５号
神奈川県横浜市港北区大曽根３丁目22―２
破産者　三浦　　遼
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９２号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目３―16―1105、開始決定時の住所埼玉県さいたま市見沼区大和田町１丁目263　ノンブル337―202
破産者　吉野慶太郎
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９３号
東京都足立区神明南２丁目１―５　コーポタツノＡ号棟107
破産者　柴原　　翔
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９４号
神奈川県横浜市緑区東本郷６丁目22―１―302
破産者　浜野　知之
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９７号
千葉県市川市曽谷４丁目27―１―103
破産者　安達　芳一
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９８号
東京都日野市平山６丁目27―８
破産者　鈴木　悠太
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９９号
東京都大田区東六郷２丁目14―５―103
破産者　三浦　　晃
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７０４号
神奈川県横浜市栄区笠間５丁目18―45　エスポワールＶ　203号、開始決定時の住所千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘４丁目６―８―123
破産者　中山　敏志
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７８５号
東京都荒川区町屋５丁目４―１
破産者　岡本　満広
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７９５号
東京都世田谷区世田谷１丁目36―３　サンライズ松本Ｎｏ．３　333
破産者　川村　幹彦
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８１６号
東京都中央区勝どき１丁目１―１―403
破産者　中村　寿朋
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８２３号
埼玉県所沢市並木２丁目３―１―409
破産者　後藤　千代
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部